

## 至誠館大学非常勤教員規程

(目的)

第1条 この規程は至誠館大学（以下「本学」という。）に教員として任用される非常勤の職員（以下「非常勤教員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(資格基準)

第2条 非常勤教員の資格基準は、次の区分のとおりとする。

(1) 特任教授

ア 本学に教授として在職した者

イ 永い教職の経歴を有し、専門分野における優れた知識、業績を有する者

(2) 非常勤講師

ア 専門分野における相応の知識、業績を有し、当該分野の学習指導に適している」と認められる者

(任用)

第3条 非常勤教員の任用は学長が行い、任期、給与、担当授業科目、勤務条件等を明示する。

(任期)

第4条 非常勤教員の任期は、授業担当科目の開講形態により次の各号のとおりとする。

2 通年又は前期及び後期に開講する授業科目担当の場合は、4月1日から翌年3月31日までとする。

3 前期に開講する授業科目担当の場合は、4月1日から9月30日までとする。

4 後期に開講する授業科目担当の場合は、10月1日から翌年3月31日までとする。

5 集中講義で開講する授業科目担当の場合は、当該科目開講日の属する学期の期間とする。

(給与等)

第5条 非常勤教員の1時間当たりの単価を別表の範囲内とし、地域性、職務の性格、経験、資格等を考慮して、理事長がこれを決定する。

2 給与の支払方法については、本学非常勤職員給与規程の定めるところによる。

3 授業等で本学に赴く通勤経費及び授業の形態、その他やむを得ない事情により、宿泊が必要な場合は、本学旅費規程に準じ予算の範囲内で支給する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

制定 平成15年 4月 1日 (制定)

改正 平成19年 4月 1日 (第1回改正)

平成26年 4月 1日 (第2回改正)

平成27年 4月 1日 (第3回改正)

平成31年 4月 1日 (第4回改正)

令和7年 4月 1日 (第5回改正)

別表

区 分	金 額
1時間あたり単価	5,000円から 6,000円まで

\*通常の授業時間(1コマ)は2時間とする。